

太田市一般職の職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第61号

太田市一般職の職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

太田市一般職の職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則(平成17年太田市規則第68号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第1号」を削り、「勤務は、」の次に「同条第1項の」を加える。

第3条第2項中「条例第21条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした管理職員には、その引き続く勤務に係る同項」を「次に掲げる場合には、条例第21条第2項」に改め、同項に次の後段を加える。

この場合において、職員がした同条第2項の勤務は同条第1項の勤務とみなす。

第3条第2項に次の2号を加える。

- (1) 条例第21条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合
- (2) 条例第21条第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。